

第 358 回(令和4年6月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出 会派
意 1	地域農業の維持・振興のために消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にあたっての適切な措置を求める意見書	自民
意 2	食料安全保障及び持続可能な農業振興の対策強化を求める意見書	自民
意 3	鉄道路線の維持及び利便性向上に向けた国の積極的関与を求める意見書	自兵庫
意 4	ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた観光振興への支援を求める意見書	自兵庫
意 5	物価高騰対策強化を求める意見書	県民
意 6	石綿(アスベスト)健康被害救済法の見直しを求める意見書	県民
意 7	地方公共団体情報システムの標準化に向けた取り組みを求める意見書	公明
意 8	ヤングケアラーへ支援充実を求める意見書	公明
意 9	繰り返される政府統計の不正行為防止を求める意見書	維新
意 10	調査研究広報滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書	維新
意 11	JRローカル線維持・存続のため、国が積極的役割果たすことを求める意見書	共産
意 12	学校給食の無償化を求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

地域農業の維持・振興のために消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にあたっての適切な措置を求める意見書

令和5年10月から導入予定の消費税適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)のもとでは、適格請求書発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないことから、取引先から適格請求書発行事業者となって適格請求書(インボイス)を発行するなどの対応を求められることが想定される。このため、農業経営体の出荷先の多くは農業協同組合(以下「農協」という。)であることから、すでに特例(農協特例等)が設定されている。

しかしながら、本県の数々の地域農産物ブランドを支え、地域農業を担っているのは多くの小規模農家であるという実態があることや、野菜の4割が卸売市場外流通という状況がある。農協以外の民間事業者への出荷や、レストラン等に直接卸す場合などは特例が適用されないため、免税事業者である多くの小規模農家の経営に影響を与えることが懸念される。

よって、国におかれては、地域農業の担い手である小規模農家が営農を継続し参入検討を促進するために、消費税インボイス制度についての理解や今後の農業経営発展に向けた相談、適格請求書発行事業者になるか否かの経営判断や登録手続きの補助等のサポート体制の強化とともに、安定的な経営が可能となるよう特例や運用の改善等、消費税インボイス制度の導入にあたっては、適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

食料安全保障及び持続可能な農業振興の対策強化を求める意見書

我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあり、今後世界の食料需給が中長期的にひっ迫することが懸念されている。

さらに、頻発する大規模自然災害やコロナ禍などの新たな危機のほか、円安やウクライナ情勢等で燃料・飼料や食料品の高騰が続く等、過去の予想とは違った社会情勢が展開されており、農と食を取り巻く環境が激変している。食料安全保障という農業の本来の使命が、いま改めて注目されている。

食料安全保障は国の所管だが、その具体的担い手たる生産地で農業施策をリードする都道府県が、農業の持続可能性の確保を図る使命と役割の重みは飛躍的に増している。

よって、国におかれては、生産者の意見等を踏まえながら、食料安全保障及び持続可能な農業振興の対策強化に向けて、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたり農業・農村が持続的に発展し、食料自給率及び食料国産率を向上させるため、農業経営の法人化・大規模化をはじめ多様な農業人材の確保・育成やスマート農業技術の実装など生産基盤の強化に関する施策を講ずること。
- 2 但馬牛、山田錦などのような県産ブランド製品の維持・育成に向けた試験・研究、品種改良、産地形成、輸出拡大等の取組について、予算や人材確保等の支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

鉄道路線の維持及び利便性向上に向けた国の積極的関与を求める意見書

都市部への人口集中は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止、或いは近年頻発する自然災害の被害軽減の観点から、大きなリスクを孕んでいる。また、地方部においては、人口減少や高齢化が進み、放棄田や老朽家屋の放置が進み、国土の保全すら困難な状況になりつつある。

このような中、ICTの進展とも相まって、人、もの、資本の地方回帰が本格化しつつあり、国が主導する地方創生が確実に進展しつつある。

一方、人等の地方回帰を促進させるためには、ユニバーサルサービスとも言える移動手段を確保することが不可避であり、この根幹をなす鉄道の維持及び利便性の向上は将来に亘り国土を維持するための必須の要素である。また、温室効果ガスの排出抑制は国際公約でもあり、持続可能な社会を次世代に引き継ぐために国として対応すべき政策である。加えて、若年層を含む移動困難者の通院・買い物等、安全安心な日常生活を可能ならしめるには移動手段の多様性を維持させることが焦眉の急である。

よって、国として、鉄道路線、とりわけ経営の厳しい地方部の鉄道路線の維持及び利便性向上について、下記の事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 鉄道が広く国民にユニバーサルサービスを提供する社会基盤であるとの認識の下、路線の維持については、国の責任で実施すること
- 2 鉄道が国土の安全保障、地方創生及び国際公約の堅持に不可欠な移動手段であるとの認識の下、鉄道の利便性向上に向けた地方及び鉄道事業者の取組を積極的に支援すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた観光振興への支援を求める意見書

地域経済を支える重要な産業である観光業は、コロナ禍の観光客減少により、長期間にわたって大きな打撃を受けている。

3年ぶりに行動制限がなかった今年のゴールデンウィークには、各地で人出は増えたものの、コロナ前と同水準まで回復したとはいえない状況にあり、さらなる観光需要の喚起が不可欠である。

そのためには、Go To トラベル事業とインバウンドの再開に期待が寄せられるところであるが、引き続き、基本的なコロナ感染対策の徹底も重要であり、再開に当たっては、感染拡大への対応を並行して進める必要がある。

よって、国におかれては、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図りながら観光需要を喚起する支援策を講じるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 Go To トラベル事業については、観光需要の大幅な回復に繋がるよう制度を拡充するとともに、ワクチン接種歴や検査などを活用した仕組みなど、内容や運用について早急に示し、事業開始までに十分に周知すること。
- 2 観光事業者が行う感染防止対策等に対する十分な支援策を講じること。
- 3 インバウンドの回復に向け、他国におけるワクチン接種の進展などに応じ、外国人観光客の入国制限を段階的に緩和する条件やロードマップを示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

物価高騰対策強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により社会経済活動が制約されるなか、ロシア軍のウクライナ侵攻等を巡る国際情勢の影響は、日本社会にも大きく及んでいる。原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等は、企業や事業者の経営に打撃を与え、また食料品をはじめとする生活関連物資の価格の高騰が続き、国民生活を直撃している。特に非正規労働者や一人親家庭等においては、生活困窮に陥ることが危惧される場所である。勤労者の所得が低迷するなかでの物価高騰により購買力が低下し、更なる地域経済の悪化や地方自治体の行財政運営の深刻化をもたらす恐れも指摘をされる。

政府においては「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定されたところであるが、ウクライナ問題をはじめ国際情勢は今後も先行きが見通せず、新型コロナウイルス感染症の蔓延も予断を許さない状況である。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 原油や生活関連物資等の価格動向とその影響を注視し、迅速かつ機動的な追加対策を講じること。
- 2 産業・雇用を維持する観点から雇用創出事業を強化するとともに、賃上げを含む雇用環境の向上に努めること。
- 3 農林水産業、製造業、交通運輸産業、食品産業等、産業界全体に対する、原油価格高騰の影響を緩和するための総合的な支援策を的確に実施すること。
- 4 生活扶助基準への物価上昇分の上乗せを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

石綿（アスベスト）健康被害救済法の見直しを求める意見書

アスベストによる健康被害は拡大しており、アスベスト特有の癌である中皮腫による死亡者数は2020年には全国で1,600人を超え、石綿肺がんを加えるとアスベストによる年間死亡者数は約5,000人と推定される。

本県はかつてアスベストを扱った工場が多く、2005年に県内アスベスト工場の労働者や周辺住民の健康被害が判明し社会問題化した。それが契機になり2006年3月に石綿健康被害救済法が制定された。同法施行によりアスベストによる健康被害のうち労災補償の対象にならない周辺住民の環境被曝等の被害者が救済対象となり、加えて労災補償を受けずに亡くなった労働者の遺族には特別遺族給付金が支給されることになった。2011年の法改正では、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されている。

2016年12月に環境省中央環境審議会環境保険部会石綿健康被害救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では、同制度の5年以内の見直しが必要であるとされた。昨年12月には取りまとめから5年が経過したが、見直しの動きは未だ見られない。

治療環境の変化や新たな司法判断が示される等、制度を取り巻く状況は大きく変化しており、認定基準や療養手当・給付金の見直し、治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用、労災時効となった遺族を対象とした給付金の請求権延長等が求められているところである。

よって、国におかれては、石綿（アスベスト）健康被害救済法の見直しに迅速に取り組まれるよう強く要望する

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

地方公共団体情報システムの標準化に向けた取り組みを求める意見書

国は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上した。

国では、2022年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。

よって、国におかれては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、県による市町への助言や情報提供等への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

ヤングケアラーへ支援充実を求める意見書

近年、家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども、いわゆる「ヤングケアラー」に対する教育面や福祉面に関する課題がうきぼりになっており、国の実態調査では、小学6年生の約15人に1人が世話をする家族がいると答え、平日1日に世話に費やす時間が7時間を超える、負担が重い児童も約7.1%となっている。

その一方で、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことはない」と回答しており、支援の必要性を自認していない児童も一定数いるとみられていることから、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関が連携した適切な支援につなげることが重要である。

国では、22年度から3年間で集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を推進するとともに、行政と福祉や医療、介護などの支援機関とのつなぎ役である「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、自治体による職員研修などに対する補助も行うこととしており、着実な支援充実が求められている。

ヤングケアラーは制度のはざまにある複合的な問題であり、行政や地域全体での支援が欠かせないが、行政では福祉や医療、教育など関係する部署が多岐にわたり、施策を推進する主体が明確でないため、役割を明らかにした横断的な体制の整備が必要である。

よって、国におかれては、調査結果を踏まえたヤングケアラーへの支援の充実に向け下記項目に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 積極的な広報活動・啓発の展開により、ヤングケアラーに対する社会的認知度を高めること。
- 2 国、都道府県、市区町村、または事業者および関係機関の役割を明らかにするとともに、相互連携を図ることにより、地域全体でヤングケアラーへの支援を行う体制を構築すること。
- 3 地方自治体が行う相談窓口の設置、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や職員等への研修などのヤングケアラー支援の取組みに対し、必要な支援が適切に推進できるよう、国の財政措置をより充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

繰り返される政府統計の不正行為防止を求める意見書

2021年12月、国土交通省の「建設工事受注動態統計」で、調査票を書き換えるなどの不正行為が行われていたことが明らかになった。4年前に厚生労働省の「毎月勤労統計」で不正行為が発覚して政府統計の総点検が行われ、各省で是正措置が取られたにもかかわらず、その後も不正が続けられていたことは驚くべきことであり、政府統計に対する信頼を揺るがすものである。

国においては、これまで平成27年から統計改革に取り組んでおり、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進した結果、数々の統計改革が行われてきたと推測するが、今回明らかになった調査票書き換え不正は、これまで行われてきた改革に水を差す行為であり、統計改革がまだまだ途上のものであり、不十分であったと言わざるを得ない。今後の改善策として関係者の責任を追及し処分するだけでは、同様の事態発生を防ぐことができないと考える。

統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計を目指して、さらなる改革が必要であり、下記の事項につき、その取り組みを進めることを強く求める。

記

- 1 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
- 2 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。
- 3 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと。
- 4 統計に係るガバナンス、コンプライアンスの在り方について見直しを行うこと。
- 5 必要に応じて法律改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

調査研究広報滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、調査研究広報滞在費（当時の名称は文書通信交通滞在費、通称「文通費」）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、調査研究広報滞在費及び立法事務費の用途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

調査研究広報滞在費については、国会法第38条の規定により「国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

立法事務費については、国会議員の立法に関する調査研究活動を行うため必要経費として支給される公費であり、こちらも使途を届け出る必要はない。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁じる制度を確立しており、兵庫県議会においては「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」のみならず、「兵庫県政務活動費の交付に関する規程」、「政務活動費の手引き」及び「兵庫県議会政務活動費調査等協議会」において、交付方法や金額、また経費の範囲等を細かく定めており、趣旨に反する支出に関しては政務活動費を充当することができない。さらに支出に関する領収書や納品書等の添付及びその内容のインターネット公開を義務づけており、その使途の透明性を高める制度となっている。

よって、調査研究広報滞在費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、所要の法改正等の下記事項について、早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 調査研究広報滞在費及び立法事務費について、本議会の政務活動費と同様に、領収書（1円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及びインターネットによる公開を義務付ける規定を設けること。
- 2 調査研究広報滞在費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

- 3 調査研究広報滞在費及び立法事務費からの支出については、可能な限り、デジタル記録を残すよう、努力義務の規定を設けること。
- 4 調査研究広報滞在費及び立法事務費の使途を明確化し、その支出が適正であるかどうかを調査するため、学識経験を有する者が含まれる検査機関（協議会等）を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

J R ローカル線維持・存続のため、国が積極的役割果たすことを求める意見書

4月11日、J R 西日本は利用者が少ないローカル線の収支を始めて公表した。兵庫県関連の4路線6区間を含む17路線30区間で、いずれも2017年～19年度の平均営業損益が赤字だった。

J R 西日本の長谷川社長は会見で、公表したローカル路線の赤字を「巨額」「非常に切迫した状況にある」と、述べる一方で廃線が前提ではないとして「何度も出向いて真意をお伝えし、これからの交通のあり方を一緒に考えてもらいたい」と、関係自治体へ協議を呼びかけている。

兵庫県はこうした呼びかけに応じてJ R ローカル線維持・利用促進検討協議会(仮称)を兵庫県・市町・事業者らで設置し、「地域活性化に欠くことのできない鉄道を維持するため、沿線地域の実情・課題を踏まえて・・・官民連携で検討する協議の場を設置する」としている。

関係市町長からは「南海トラフ巨大地震など災害時の回路としても鉄道は機能する」、子育て中の沿線住民からは「仕事で車での送迎は難しく、鉄道に頼らざるを得ない。住民の足になっており、何とか存続してほしい」など、ローカル線の維持・存続を求める声が連日のように報道されている。

2001年4月10日衆院本会議国土交通大臣は「ローカル線廃止につきましては・・・J R については国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるように事業用固定資産の継承等を行ってきたという経緯を踏まえる必要がございます」と、答弁している。以上の大臣答弁などの趣旨も踏まえ、J R ローカル線問題については、自治体や事業者任せだけにするのではなく国が積極的な役割を果たし、地方再生の基盤である地域鉄道を維持・存続させることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

学校給食の無償化を求める意見書

憲法は第 26 条で、教育基本法は第 4 条で、学校教育法は第 6 条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。

しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金など、経済的負担が家庭に重くのしかかっている。

中でも、年間を通じて最も重いのが給食費で、2018年度学校給食費調査によると、全国平均で小学校が年間に47,773円、中学校が54,351円となっている。

文部科学省の事務次官通達では、食材費の負担を必ずしも保護者に求めなくてもよい旨が記載され、政府も国会で、義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいということ、学用品、学校給食費、できれば交通費も無償対象にとの答弁を行っている。

家庭の経済的負担を鑑み、給食費負担の軽減に踏み出す自治体が増えている。2018年に文科省が初めて行った全国の学校給食費の無償化・軽減実施状況調査では、1,740自治体のうち、小中学校とも無償化が76自治体、一部無償化・補助を実施しているのが424自治体、合わせて506自治体であり、その後も、実施自治体は増えている。同時に、財政や姿勢により自治体間格差も生まれている。

2005年に食育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、食育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、給食費の無償化をはじめ、その促進・充実をはかることが求められる。

給食無償化の成果を問う調査では、生徒では栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識が向上、保護者では親子で食育について話す機会が増えたこと、学校では食育の指導に関する意識が向上したなど、食育への前向きな影響を示唆しており、学校給食無償化は、学校給食法に規定されている「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進」にも寄与している。

加えて、新型コロナウイルス感染症による家計への影響、ロシアによるウクライナ侵略の影響による物価高騰などで、家庭の経済的負担を軽減する必要性は高まっている。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化を全ての自治体で行えるよう国の政策として行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。